

判決書教材とフィールドワークで学ぶ防災教育 —大川小学校津波被害訴訟高裁判決を活用した教員養成の授業—

発表者 新福 悦郎 (石巻専修大学)

Key Word 防災教育、判決書教材、フィールドワーク、教員養成

1. はじめに

本研究では、大川小学校津波被害訴訟高裁判決書を教材として活用する。また、実際に大川小学校の被災校舎を見学し、遺族の方から話しを伺う。判決書教材による学びと震災遺構のフィールドワークの学習を通して防災教育の専門性を高めることが可能になると予想される。では、この学習にはどのような防災教育の専門性としての要素があるのか。授業後に学生が提出したレポート記述を分類分析し、学習内容の要素を抽出する。

本研究の目的は、この学習内容や方法が教員養成の防災教育の専門性向上につながる選択肢の一つとして可能かどうかについて明らかにすることである。

政府は、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議の最終報告(2012)」をまとめ、2015年、中央教育審議会は「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」の答申を出した。『第2次学校安全の推進に関する計画』(2017年3月24日、閣議決定)においては、防災教育を含めた安全教育の充実が求められている。それらの結果、2019年度より学校安全が教職課程に位置付けられた。

東日本大震災9年が過ぎ、これまで学校教育においても震災時の教訓をもとに災害マニュアルの見直しや避難訓練などをはじめ、防災教育は大きく前進してきた。

教員養成においても、小原豊・谷口圭(2013)、谷村(2015)、吉田(2015)などの研究によって、防災教育のカリキュラムや授業実践の方法が提起されてきている。

しかしながら、教員養成における防災教育の内容や方法の工夫は始まったばかりであり、今後、どのような学習内容や方法が教員養成において防災教育に関わる専門性を高めるのかについては課題となっている。

2019年10月11日、最高裁判所の棄却で大川小学校津波被害訴訟高裁判決が確定した。この判決は、学校側に児童生徒の安全を確保する安全確保義務があり、津波被害について予見可能性を認め、危機管理マニュアルを事前に改訂するなどしていれば犠牲は避けられたと結論づけた。これは、安全確保義務について、これまで以上に高いレベルの知識や経験を持って学校教師は対応すべきことを指摘するものである。

教師志望の学生に対して、高裁判決の趣旨を活かし、防災教育に関わる専門性を高めることは必要不可欠となっている。

2. 研究方法

2. 1 調査対象者

A 大学 B 学部 C 学科 2 年生 38 名（小学校教諭・幼稚園教諭・保育士資格を目指す学生）と A 大学教職課程履修学生 4 年生 3 名（中学高校教諭免許）に対して、教員養成科目である「専門教養演習」において、論者が 2019 年 11 月 15 日に判決書教材を活用した授業を行ない、11 月 22 日に大川小学校の被災校舎を訪問し見学した。「授業を受けて感じ考え学んだこと」というテーマでレポートを書いてくるように指示し、10 日後の 12 月 2 日に提出させた。提出のあった 39 名分の感想文記述を分類分析した。

2. 2 授業について

第 1 次は「大川小学校津波被害訴訟高裁判決書教材を活用した授業」、第 2 次は「大川小学校の被災校舎を訪問し、遺族の説明を聞く」である。

（授業の流れ）

【導入】（省略）

【展開】

- ① 大川小学校津波被害事故の概要を理解する。（最高裁上告棄却の新聞記事）。
大川小学校津波被害訴訟について、高裁判決が確定したことを理解する。
- ② 「なぜ 50 分間校庭にとどまったのか」、「学校教師はどのような対応をとるべきだったのか」について、高裁判決書をもとに考えていく。
- ⑦ それぞれのグループで検討したキーワードについて説明発表する。

（具体的な内容）

- ・協議一事前の協議が不足していた。避難場所も結論が出ていなかった。そのた

めに地震当日、校庭にとどまり、そこから協議の時間になってしまい、避難が遅れてしまった。

- ・決断力一事前に避難先を決定しておくことはもちろんだったが、当日も裏山などに素早く避難先を見つけて避難する決断力が学校教師には足りなかったと思う。
- ・情報共有一校長と教頭は事前に裏山ではどうかと相談していたようだが、結論が出ていなかった。このことについて、教員同士との情報共有はどうだったのだろうか。不足していたのではないかと思う。（その他は省略。）

⑨ 裁判所の判断について読み合わせる。

2. 3 活用した判決書について

本授業では、仙台高等裁判所平成 30 年 4 月 26 日判決をもとにして、「裁判所の判断」を中心に「裁判所が認定した本件の事実経過」も含めて論者が教材を作成した。

具体的な判決の内容については省略。

本判決書は、児童 74 名及び教職員 10 名が死亡した事故に関して、小学校の教員等に安全確保義務違反という過失があったかどうか争点となっているが、学校側の防災に対する事前準備としての避難訓練や防災マニュアルについて考え、地震発生後の情報収集や組織的対応について学ぶことができる。そのため、本判決書を授業で活用することは適切だと判断し、授業実践を行った。

2. 4 分析方法

データの分析には、質的統合法の手法を活用した。この手法は、「1 つの事例のもつ

個性・独自性を把握しつつ、事例に内在する論理を抽出・発見する」ことを主眼として、「ボトムアップ的に質的データを統合する作業」を行い、「普遍性・法則性」を追求するものである。(山浦 2012)

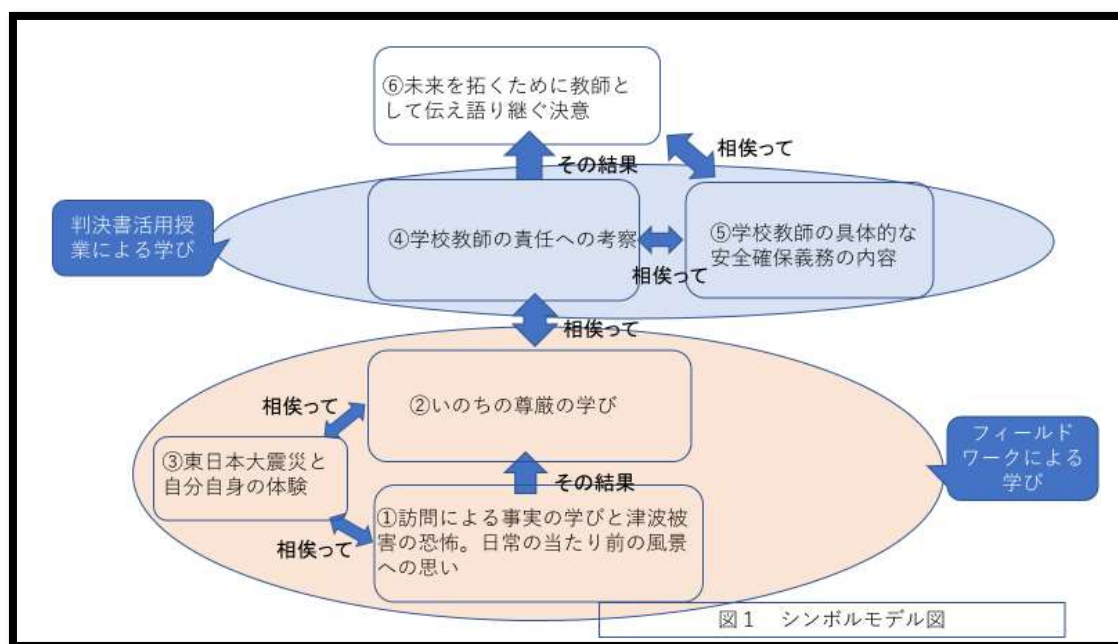
3. 結果

授業の受講者 39 人の感想文記述から、245 枚の元ラベルを作成した。4 段階のグループ編成を繰り返して、最終的に 6 枚の最終ラベルに集約された。(最終ラベルまでの途中分析については省略) さらに最終ラベルをもとにしてシンボルマークを作成した。(図 1 の①～⑥) 学びの様態は、図 1 のシンボルモデル図で示している。

① (表 1 の番号内容を示す。以下同様) については、フィールドワーク前の考えやイメージ、および実際に訪問体験しての考えや感じたことが最初の学びの出発点となっている。その結果、まず第一に学んだことが②である。いのちを失った場所に実際に立ち、遺族の語り部からの話を聞いた経

験は、③を思い起こしながら、いのちの尊厳を感じ考えていく。これらは、フィールドワークによる学びである。

さらに、フィールドワークを知的に支えたものが「判決書活用授業による学び」である。学校教師の対応のあり方について、学生たちはその責任を考え始める。しかも実際に歩いた裏山への道は、「なぜ逃げなかったのか」という疑問を思い起こさせるものである。判決書の学びでは、事前準備不足を学習している。逃げ遅れてしまったのは、防災マニュアルの不備であり、「空き地や公園」など地域にはどこにもなかった。あやふやな状態の中で地震がおきてから 50 分の間に決断力を持って第三次避難場所への移動はできなかったことを思い起こす。そのことが、⑤として記されることになる。②および⑤の学びを通して、結果的に学生たちは⑥を示すことになる。それは、防災についての教師としての資質能力の一要素を習得したことを示していると考えられる。これは、将来、保育士・教員と



なった時の専門性向上につながっていくものだと考えられよう。

4. 研究の成果と課題

本研究は、東日本大震災の教訓を事例として、裁判官が認定した事実と判断をもとにした判決書教材を活用するという方法の工夫を行った。その際、判決書の事例をもとにした具体的な実践的場面において、どのような対応をとることが学校教師として必要とされるのかをグループで考え、意見交流することで、実践にもとづいた現実的・具体的な学校教師の専門性を考察した。図1のシンボルモデル図の④、⑤の内容を学習要素として抽出することができた。これらは、高裁判決書教材を活用した授業に基づく法的な視点から考察し、学んだことと考えられる。

また、実際の大川小学校の被災校舎をフィールドワークし、遺族から説明を受けるという体験学習を通して、シンボルモデル図の①～③を学ぶこととなった。これは、人権の視点からの学びと重なる。実際に現場を見て遺族の方の話しを聞く中で、学生たちは「いのちの尊厳」の重要性を痛感した。学生の中には、涙を流しながら説明を受ける姿が見られた。最終的に、学生たちに⑥を喚起することとなった。ここには大川小学校の悲劇を教訓として、未来を拓くために決意しようとする姿勢や態度を育成する教員養成の学習内容としての可能性を示していると思われる。

判決書教材を活用した授業とフィールドワークの学習を通しての感想文記述を分析することで、後世への教訓として将来の保育士・教員にとって必要な学習内容の要素

を明らかにすることができた。その学びがこれからの防災教育に必要な学習内容の要素の一部を示していると思われる。その結果、この学習内容や方法は教員養成の防災教育の専門性向上につながる選択肢の一つとしてなりうると考えられる。

本研究では、第2次のフィールドワーク後に、課題として提出したレポート内容記述を分類し分析した。本判決書教材による学習の内容と方法を考察するためには第一次の授業後感想文をとり、第2次の感想文と比較分析することが必要であった。今後の課題としたい。

【付記】本研究は、科学研究費助成事業「安全学習の総合的研究—判決書教材活用によるプログラム化と授業開発—」（17K04877）基盤研究Cの研究成果の一部です。

<参考文献>

- (1) 梅野正信『教育管理職のための法常識講座』上越教育大学出版会、2015
- (2) 小原豊、谷口圭「防災教育に関する小学校教員養成課程学生の意識：国際教育協力における日本の比較優位性を前提として」『鳴門教育大学国際教育協力研究』第7号、pp.35-40、2013
- (3) 谷村千絵「教員養成課程における学生と地域の学校との連携による防災教育—クリティカル・リアリズムの視点からとらえた学生の学び—」『日本教育大学協会研究年報』33、pp.141-151、2015
- (4) 山浦晴男『質的統合法入門』医学書院、2012
- (5) 吉田利弘「『環境・防災教育』における担当授業の省察：『学校安全』に関する2時間の授業を通して」『教育復興支援センター紀要』3、pp. 35-43、2015